

令和4年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施結果

1 概要

夏期に多発する食中毒等の防止及び食品衛生の向上を図るため、食品営業施設に対する一斉取締りを実施した。今年度は、スーパーマーケット、大型商業施設等を重点的に立入検査した。

食品の検査は、夏期に食中毒の危険が増すものを中心に行った。

2 実施期間

令和4年6月1日（水）から8月31日（水）まで

3 実施内容

(1) 立入検査

立入検査の実施件数は、別紙1のとおりであった。違反事項に関しては、大半が、区画戸の不備等の施設基準違反であったが、その場で助言指導を行い、改善を促した。その他、不備があった事項は、口頭又は書面により指導を行った。

※ 令和3年6月1日以降、食品衛生法の改正による許可制度の見直しがあったため、旧法と新法に分けて掲載した。旧法に基づく営業許可は、経過措置により、当該許可の有効期間の満了の日まで継続する。

(2) 食品の検査等

収去検査の実施件数は、別紙2のとおりであった。

食品衛生法に基づく規格基準がある食品に関して、基準を逸脱した検体はなかった。

別紙1 (立入検査)

(1) 許可を要する営業施設

ア 旧法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	309	16
菓子製造業	42	1
乳製品製造業	2	0
魚介類販売業	158	0
魚介類せり売り営業	30	0
食品の冷凍または冷蔵業	13	0
かん詰またはびん詰食品製造業	1	0
喫茶店営業	10	0
あん類製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	1	0
乳類販売業	41	0
食肉処理業	10	0
食肉販売業	72	0
食肉製品製造業	2	0
ソース類製造業	1	0
豆腐製造業	1	0
納豆製造業	1	0
めん類製造業	1	0
そうざい製造業	33	0
氷雪製造業	2	0
氷雪販売業	2	0
小計	734	17

イ 新法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	61	4
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12	0
食肉販売業	9	0
魚介類販売業	238	0
菓子製造業	11	1
食肉製品製造業	1	0
水産製品製造業	12	0
氷雪製造業	13	0
液卵製造業	2	0
豆腐製造業	2	0
そうざい製造業	28	0
密封包装食品製造業	2	0
小計	391	5

(2) 許可を要しない営業等施設 (法第70条で準用される施設を含む。)

ウ 新法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
乳類販売業	1	0
野菜果物販売業	140	0
米穀販売業	1	0
百貨店・スーパー	16	0
その他の食料・飲料販売業	10	0
給食施設	26	0
小計	194	0

別紙 2 (収去検査)

品目	検体数			違反件数
	総数	食品衛生法	食品表示法	
魚介類 (国産)	24	24	2	0
魚介類加工品	15	15	15	-
卵及びその加工品	3	3	0	-
アイスクリーム類・氷菓	5	5	5	0
生鮮野菜及び果物	10	10	0	-
そうざい及びその半製品	16	16	0	-
清涼飲料水	5	5	0	0
氷雪	3	3	0	0
その他の食品	16	16	0	-
合計	97	97	22	0